

コンバージェンスプロジェクトに関する四半期レポート、公表—IASB・FASB

去る4月14日、IASBとFASBは、コンバージェンスプロジェクトの進捗状況に関する四半期レポートを公表した。これは2009年10月にIASBとFASBが、基準設定の透明性と説明責任を果たすために四半期ごとに各プロジェクトの進捗状況を公表することを表明していたことによるものである。

その達成に努めている。しかし、金融商品、保険契約およびリースについては大きな

証券

四半期決算適時開示の見直し、IFRS任意適用への対応等を意見募集へ—東証

東京証券取引所は、四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた上場制度の整備等について、制度要綱を4月27日にも公表し、意見募集する予定である。概要は次のとおり。

● 四半期決算に係る適時開示

四半期決算に係る適時開示について、画一的な開示を求める枠組みを最小限にとどめ、上場会社が自らの判断に基づき、投資者ニーズに応じた的確なディスクロージャーを柔軟に行うことができるよう、最低限の要件として東証所定の様式を定め、それ以外の部分については、上場会社の判断に基づき開示する等の見直しを行う。

課題が残されており、今後のコンバージェンスプロジェクトの進捗に影響を与える可能性がある。今回のレポートには各プロジェクトについての簡潔なアップデートと今後の予定表が含まれている。本誌44頁(小山稿)では予定表を掲載して解説しているので、併せて参照されたい。

● その他
このほか、上場会社が支配株主と重要な取引等を行う場合において、少数株主を保護する観点から一定の手続や開示を求められることや、実質的な株主による指図権の行使を容易にするための環境整備を行うよう努めることを企業行動規範の努力義務として新設する。

また、適時開示に係る軽微基準を連結ベースへと見直すほか、適時開示に係る宣誓書制度

国際会計

株式報酬に関するASU、公表—FASB

去る4月16日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2010-13「株式報酬(トピック718)―基礎となる持分証券の取引市場の通貨を行使価格の通貨とするこの影響」を公表した。

ASU2010-13の概要

トピック718では、従業員に与えられたオプション(または株式)に関する類似の商品に、市場条件や業績条件、勤務条件ではない要素が追加されている場合には、それらは負債として分類され、計上される。

718-10-25-14では、海外の子会社の従業員に付与される株

の見直しを行い、東証ルールの遵守に関する確認書に改める。

● 適用時期

パブリック・コメントを経たうえで、平成22年6月末日を目途に実施する予定である。なお、四半期決算に係る適時開示については、平成22年6月末日以後に最初に終了する四半期決算から適用する予定である(平成22年6月末日以前に終了する四半期決算のうち、改正後規則の施行日以降の発表分から早期適用できる)。

式報酬は、固定された行使価格の通貨が、「海外事業の機能通貨」または「当該従業員への給与の通貨」のいずれかである場合には、市場条件、業績条件、勤務条件ではない条件を含んでいないとみなされ、資本の分類のためのその他の条件を満たしていれば、負債ではなく、資本として分類されることを規定していた。

しかし、「オプションに関連する株式が流通している市場の通貨」を「行使価格の通貨」とする場合の資本と負債の分類への影響は明確ではなかった。そのため、このASUでは、次の718

—10—25—14 Aを新設した。

株式を基礎とした報奨は、「行使価格の通貨」が「企業の持分証券のかなりの部分 (substantial portion) が取引される市場の通貨」である場合には、市場条件、業績条件、勤務条件ではない条件を含んでいないとみなされ、資本の分類のためのその他の条件を満たしていれば、負債ではなく、資本として分類される。

たとえば、親会社(機能通貨はカナダドル)の株式のほとんどの部分が米国ドルの市場で取引

会計

わが国でも金融商品に関するOCIOオプションを導入の方 向へ—ASBJ、金融商品専門委

去る4月19日、企業会計基準委員会は第64回金融商品専門委員会を開催し、現行基準の見直しプロジェクト等について検討が行われた。

前回の本委員会で決められたとおり、測定区分の見直しについてはIFRS9号をベースとした方向性で検討を進めることになる。主な議論の内容は次のとおり。

償却原価の要件

IFRS9号では、「事業モデルの要件」、「契約キャッ

引されており、親会社が「行使価格の通貨が米国ドル」の株式オプションをカナダドルが機能通貨で給与の通貨であるカナダの子会社の従業員へ付与する場合は、資本の分類のためのその他の条件を満たしていれば、資本として分類される。

適用時期

このASUは、2010年12月15日以降に開始する年度およびその年度に含まれる四半期から適用され、期首の影響額があれば、期首の利益剰余金を修正する。早期適用は認められる。

シュ・フロー(CF)の特性の要件」の2要件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定しなければならぬとされている。

今回、事務局からは、IFRS9号をベースとして主な測定区分を償却原価および公正価値の2つとし、償却原価を適用する金融資産は事業モデル、契約CFの特性の2要件により区分するとしてどうかと提案がなされた。

日銀短観 企業景況感の改善続く

日銀短観でみる企業景況感の改善が続いている。日銀が発表した3月の企業短期経済観測調査(短観)は企業の景況感を示す業況判断指数(DI)が大企業製造業でマイナスイナスとなり、前回のマイナスイナス25(新基準で算出)から11ポイント改善した。改善幅は昨年9月以来となる半年ぶりの大ききで、4期連続の改善。また水準もリーマン・ショック時の2008年9月以来の高さになった。輸出と生産の増加が寄与した。3カ月前の見通しもマイナスイナス8と今回比べ6ポイント改善するが、改善幅は縮小する。

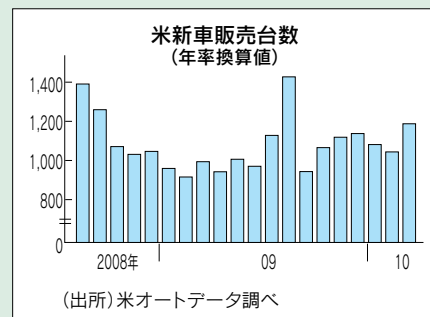
短観は日銀が民間企業を対象に、景況感や設備投資動向などを把握するために、3カ月に1度実施している調査で、今回の調査対象企業は1万1,684社。DIは景況感が「良い」と答えた企業の割合から「悪い」と答えた企業の割合を差し引いた値。大企業製造業の業況判断DIを業種別にみると、依然ほほすべてがマイナスイナス。景況感から脱していないが、新興国の景況拡大や為替相場が円安になつていることを背景に、自動車

が前回に比べ19ポイント改善しマイナスイナス2となった。生産用機械もマイナスイナス40と低水準だが、20ポイント改善しており、景況感の底入れがうかがえる。大企業非製造業の業況判断DIもマイナスイナス14で、こちらは前回比7ポイント改善だった。4期連続の改善。業種別では対個人サービス、宿泊・飲食サービス、小売などが改善した。企業収益は大きく向上する見通しだ。10年度の大企業製造業の計

画では売上高が前年度比3.9%増加し、経常利益は過去最大の49.3%増となった。前提となる10年度の想定が替レートは1ドル=91円ちょうどで、足元の相場水準より円高を予想している。ただ設備投資に関しては依然慎重だ。大企業製造業の設備投資計画は前年度比0.9%減。09年度よりマイナスイナスとなり、3年連続のマイナスイナススタートとなった。設備が「過剰」から「不足」を引いた設備判断DIは25。4期連続で低下し、08年12月期以来の低い水準となったものの、なお設備過剰感が払拭できていない。また雇用について「過剰」から「不足」を引いた雇用人員判断DIは大企業製造業で17となり、4期連続で低下した。

3月の米新車販売、24%増

米国の自動車販売の回復傾向が鮮明になってきた。米調査会社オートデータがまとめた3月の新車販売台数は、106万6、205台で前年同月比24.3%増となった。5カ月連続の増加。トヨタ自動



3月の米雇用者、3年ぶりの大幅増

米労働省が発表した3月の米雇用統計によると、非農業部門の雇用者数(季節調整済み)が前月比16万2,000人増え、2カ月ぶりのプラスとなった。増加幅は07年3月以来3年ぶりの大ききだった。失業率は9.7%で、3カ月連続で

同水準。また同省が発表した3月27日までの1週間の新規失業保険の申請件数は季節調整済みで43万9,000件で、前週比6,000件減。基調的な動きがわかる4週間の移動平均では前週比6,750件減の44万7,250件で、08年9月以来の低い水準となった。雇用統計とあわせれば、雇用の減少局面はほほ終わったとの見方も出てきた。

OCIオプション

IFRS 9号では、一定の資本性金融商品への投資の評価差額を、その他の包括利益(OCI)に表示する選択が認められている(OCIオプション)。

今回、事務局からは次の2つについての基本的な方向性が示された。

●OCI表示の取扱い

金融商品への投資の一部は、投資価値の増加のみを目的とするものではないものもある。そのため、そのような投資による利得や損失を公正価値の変動時にそのまま純損益に反映することは企業の業績を示さない可能性がある。

よって、IFRS 9号のように、OCI表示の取扱いを設けることは妥当ではないか。

●OCIの組替調整の有無

OCIの組替調整をめぐっては、わが国では「OCIを組替調整する」、「純損益と利益剰余金との間にクリーン・サープラズ関係が成立する」一方で、IFRS 9号では「組替調整しない」、「OCIに認識した利得および損失を純損益に振り替えるのは不適切と考える」といった違いがある。

そのため、今後の対応としては、次の2案が考えられるとした。

(案1) 組替調整を禁止する
(案2) 組替調整を要求する

コンパージエンスの観点等から、案1で引き続き検討が進められる見込み。

また、IFRS 9号をベースにOCI表示の取扱いを設ける場合には、①株式を対象とする
ことによりか、②対象の選択は任意とするか、③受取配当の会計処理はIAS 18号と同様でよいかなどの課題についても検討が必要になるとしている。

公正価値オプション

今後、IASBにおけるヘッジ会計の議論のなかで、公正価値オプションの要件が再検討されることとされている。だが、公正価値オプション自体がなくなるということはIASBから表明されていない。そのため、公正価値オプションと公正価値ヘッジが併存する状況も考えられる。

よって、検討状況の整理の作成にあたっては、IFRS 9号と同様に会計上のミスマッチの解消または大幅な削減を要件としてこの選択を認めることを出発点としつつ、ヘッジ会計の議論等の国際的な動向も踏まえながら、引き続き検討を行っていく。

会計

SPPEの連結に関しては遡及修正を行わない方向で検討

ASBJ、SPC専門委

去る4月21日、企業会計基準委員会は第59回SPC専門委員会を開催し、連結の範囲に関する論点の検討を行った。

3月25日に行われた本委員会において、国際的な取扱いへの短期的な対応を行う方向で暫定決定がなされている。また、専門委員会で作成される「SPPEの取扱い」については、資産の譲渡者のみに適用するものを中心に作成が行われる。

主な論点は次のとおり。

●「SPPEの取扱い」を見直した場合の追加検討項目として、ノンリコース債務の区分表示等が挙げられていた。

●ノンリコース債務の開示

前回の専門委員会において「SPPEの取扱い」を見直した場合の追加検討項目として、ノンリコース債務の区分表示等が挙げられていた。短期的な対応として、ノンリコース債務を区分表示し、対応資産を注記することを定めることとした場合、事務局からは次のように連結会計基準に定めることが提案された。

・連結の範囲に含めた特別目的の会社に関して、当該特別目的の資産および当該資産から生じる収益のみを

案2-1: 過去において連結していれば計上していた金額(資産および負債を、当期の財務諸表(期首)へ計上する。当該資産および負債の差額は累積的影響額として株主資本等変動計算書の期首剰余金への修正とする。

案2-2: 新基準の適用日(期首)において、連結される特別目的の会社の資産および負債を時価で計上する。差額である累積的影響額は、株主資本等変動計算書の期首剰余金への修正とする。

案2-3: 新基準の適用日において、連結されるSPCの支配を獲得(取得)したとみなす。

今後の方向性としては、国際的な取扱いや実務負担の軽減を考慮すると、(案2)を選択することが考えられるとされた。また、案2-1は遡及適用の考え方に一番近い方法であり、案2-2は過去において連結基準の改正がなされた際の方法と整合している。

そのため、案2-1もしくは案2-2で検討が進められるとみられる。

(案1) 特定の経過的影響額を定めない(遡及処理する)
(案2) 特定の経過的影響額を定める

平成22年度税制改正対応の改正実務対応報告、文案示される

ASBJ

去る4月22日、企業会計基準委員会は第200回企業会計基準委員会を開催し、連結納税制度に係る平成22年度税制改正に対応した改正実務対応報告の検討等を行った。

今回の主な検討事項は次のとおり。

● 連結納税制度に係る平成22年度税制改正対応

● 特定連結欠損金制度創設に伴う改正

平成22年度税制改正に対応するため、改正実務対応報告5号「連結納税効果当面の取扱い(その1)」(案)、および同7号「連結納税効果当面の取扱い(その2)」(案)の文案が示された。なお、これに伴い実務対応報告4号は廃止される予定。

本公開草案は5月17日の本委員会での公表議決を目指しており、コメント募集を経て7月上旬〜中旬には最終基準が公表される見込み。

従来、連結子法人の新規加入に伴う加入前の単体繰越欠損金は失効していた。しかし、平成22年度税制改正により、所定の要件を満たす連結子法人(特定

連結子法人)における個別繰越欠損金のうち所定の要件を満たすもの(特定連結欠損金)は、連結納税制度への移行後も損金算入できることとなった。

本公開草案では、繰延税金資産の回収可能性判定の基本的な考え方については従来どおりであるものの、次の事項について明らかにしている。

- 連結欠損金に特定連結欠損金が含まれている場合、連結財務諸表における当該連結欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判定
- ↓ 連結納税主体を一体として回収可能性を判断する。その際、連結納税主体の連結所得見積額と、各連結納税会社の個別所得見積額の両方を考慮する。
- 連結欠損金に特定連結欠損金が含まれている場合、個別財務諸表における当該連結欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判定
- ↓ 連結納税主体の連結所得額および連結納税会社の個別所得見積額を考慮する。

● その他所要の改正

前記の改正のほかに、今回の税制改正に伴う次の所要の改正が行われる。

- ・ 連結納税制度の承認申請提出期限の短縮に伴う改正
- ・ 事業年度の途中に完全支配関係が生じた場合の連結納税への加入の効力発生日の特例制度の創設に伴う改正
- ・ 完全支配関係にある内国法人間の資産の譲渡損益の繰延に関する取扱いの改正

● 適用時期等

本実務対応報告の公表日まで終了した事業年度であつても、企業がまだ公表していない財務諸表においては適用される。

また、本実務対応報告の適用は会計方針の変更にはあたらな

● 企業結合専門委員会における検討状況

わが国の企業結合会計基準では、のれんは20年以内に償却することとされているが、IFRSや米国会計基準では非償却とされている。このため、本専門委員会においては、のれんの償却について検討が続いている。

● のれんの減損処理との関連

コンパージュエンスの観点からのれんの償却をしない方法に見直す場合、国際的な基準とのれ

んの処理が大きく乖離しないように、のれんの減損の会計処理も見直す必要があるとされている。

事務局からは、次のような提案がなされ、今後も引き続き検討が進められる。

- のれんをさらに分割するか否か
- ↓ IAS 36号と同様とする
- 減損テスト
- ↓ 現行の減損会計基準を踏襲し、すべての対象資産について2段階方式を採用する
- 減損テストの頻度
- ↓ IAS 36号と同様とする

● 無形資産に関する検討

耐用年数を確定できない無形資産について、わが国でもこの概念を取り入れ、当該資産は国際的な会計基準と同様に償却しないとする方向で検討が進められている。

減損テストの頻度については、減損の兆候がある場合のみで足り、費用対効果の面からも毎年実施する必要はないのとされた。また、減損損失の戻入れについては認めない方向で検討を行っていくとみられる。

次回以降、借地権の考え方についても検討を行っていく予定。

経理用語の豆知識

指定国際会計基準

平成21年12月11日付で「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が公布され、指定国際会計基準による連結財務諸表等を記載した有価証券報告書、四半期報告書等を提出する場合の記載事項が新たに定められている。

指定国際会計基準とは、公正かつ適正な手続のもとに作成および公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が認めるものとされており、IFRSが任意適用されるものと解される。指定国際会計基準によって作成された連結財務諸表には、①指定国際会計基準によって作成している旨、②特定会社(国際的な財務活動または事業活動を行う会社として取引所に上場している会社、十分な知識を有する役員または使用人を置いていることといった特定の要件を満たしている会社)に該当する旨およびその理由を注記しなければならないこととされている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2010年4月14日	国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表の開示例	金融庁	平成21年12月11日公布の連結財務等に基づき、平成22年6月30日に終了する第1四半期において、IFRSに基づく四半期連結財務諸表を作成時の参考として示したものの。	2010年5月10・20日合併号付録
2010年4月14日	コンバージェンス・プロジェクトに関する四半期レポート	IASB・FASB	基準設定の透明性と説明責任を果たすため、四半期ごとに各プロジェクトの進捗状況適宜アップデートしたものの。	2010年5月10・20日合併号ニュース記事・解説
2010年4月16日	ASU2010-13 株式報酬(トピック718)―基礎となる持分証券の取引市場の通貨を行使価格の通貨とすることの影響	FASB	「オプションに関連する株式が流通している市場の通貨」を「行使価格の通貨」とする場合の資本と負債の分類への影響について明確化したものの。	2010年5月10・20日合併号ニュース記事
2010年4月19日	会計基準の国際的調和を踏まえた我が国経済および企業の持続的な成長に向けた会計・開示制度のあり方について～企業財務委員会中間報告～	経済産業省	IFRSに対応した国内制度のあり方等について(①連単分離、②開示制度全体の再設計、③非上場企業のための会計等)検討されたものの。	—
2010年4月21日	「企業内容等の開示に関する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について	金融庁	本年2月26日から3月29日までの意見募集に答えたもの。改正内容は、ライツ・オファリングに係る有価証券届出書の提出時期の短縮等や平成22年内閣府令第12号の株式保有状況の開示に係る経過措置など。	2010年4月10日号解説

インフレターゲット同床異夢のツケ

金融

民主党の菅副総理兼財務・経済財政担当相は4月20日、衆議院財務金融委員会、インフレターゲットという考え方について「魅力的な政策」とし、目標水準はプラス1〜2%、日銀の独立性を理由にインフレ目標達成手段について過度に言及することを控えるとしながらも、日銀がその手段をメッセージとして発信することが重要と述べた。日銀自体もプラス1%という水準にはコミットしているの、望ましいインフレ率の水準については日銀と政府にはお互に齟齬はないことになる。

現状では、全国消費者物価(CPI)を食料およびエネルギーを除く、いわゆるコア指数でみると、昨年9月より前年同月比マイナス1%を超える下落幅が続いており、今年2月分でマイナス1.1%となっている。昨年10月時点での日銀・政策委員会の物価見通しが2009年度はマイナス1.5%、10年度はマイナス0.8%、11年度はマイナス0.4%となっているため、このシナリオどおりである

れば当面は現在の金融緩和の手を緩められないということだ。ただし、日銀と政府で見解が異なるのはその緩和手段実施の意味だ。日銀、とりわけ執行部において、望ましいインフレ率の水準を達成するまでは、緩和の手を緩めない、国債売りオペや政策金利上げなど、本格的な引締め政策ではなくとも緩和に逆行する政策は行わないという意味である。しかし、今回の菅副総理のように政府・与党側では、緩和手段実施とはさらなる流動性の供給、さらには国債買入れまでが念頭にある。これまでの自民党政権が続いた間に膨れ上がった約870兆円(昨年未、長短期国債・財債と国の借入金)でさえ利払いで大きく膨らんでいくのに、自民党より大きな政府を目指す民主党が与党である限り、そして国内の個人金融資産の還流で賄っていた資金の減少につれ、増税と国債日銀引受けの圧力が急速に高まる。

インフレターゲットを議論するにしても同床異夢のツケは大きい。

GS神話は転機を迎えたのか?

証券

現在、アメリカというより世界の最強の金融グループ、ゴールドマンサックス(GS)が監督機関のSECに提訴された。金融危機の原因の1つとなった証券化証券(CDO)の取引に関して詐欺的行為を働いた疑いである。

トップ企業を提訴するにはいささか問題が小さく、ただちにSECの動機が詮索されるのやむを得ない。オバマ政権は着手しようとしている金融制度改革の熱意が本物であることを訴え、関連法案の議会通過、そして一般国民の反ウォール街、金融資本の感情に訴え、支持率回復、きたる中間選挙での勝利を目標論でいるのではないか、ということである。

そして、GSという企業の地位、パワーがこうした推測を増強させる。GSは単なる証券会社ではなく、財務長官など政府要人を輩出する一方で、政権有力者が退任後、経営陣に加わってきた。共和党、民主党いずれの政権であろうと、政府と密接な関係を保ってきた特別な存在、神話的存在とさえいえる。そのGSが提訴され、GS側が

徹底抗戦を表明したことは何を意味するのか。

GS提訴は当然のように株価下落を招き、ゴールドマン・ショックと呼ばれた。しかし、これによってGSの受ける収益への打撃はたいしたものではない。さらに金融制度改革が実現しても、証券会社の暴走が難しくなるだけで、証券会社、証券市場にとって特別に悪い材料というわけではない。金融立国というアメリカ経済の拠り所が収縮してしまうと懸念されるかもしれないが、それが今回の金融危機・世界不況をもたらしたのである。

ただ、ゴールドマンという一企業の運命はどうか。かつてウォール街の帝王とよばれたソロモン・ブラザーズは、得意の国債取引の不正で処罰されたことを契機に衰退、結局、シティグループに吸収され、姿を消した。GSの力は当時のソロモンよりもはるかに巨大であり、今回の提訴が有罪確定となっても打撃は小さいが、当局への徹底抗戦の意味はきわめて大きい。やはりGSの歴史の転換点になるのではなからうか。